

# 一般社団法人展示映像総合アーカイブセンター サポーター個人会員規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規約は、「一般社団法人展示映像総合アーカイブセンター」（以下「本法人」）のサポーター個人会員としての権利、義務、及び活動について規定することを目的とする。

### 第2条 (定義)

1. 「サポーター個人会員」とは、本法人に対し一定額の年会費を支払い、本法人の活動を支援する個人を指す。
2. 「年会費額」とは、サポーター会員として入会するために必要な金額（年額一口1万円以上）を指す。

## 第2章 会員資格

### 第3条 (会員資格)

サポーター個人会員は、所定の年会費（年額一口1万円以上）を支払い、かつ本法人の活動に賛同する個人に限り入会することができる。

サポーター個人会員は、年会費の支払い後、正式に会員として登録される。

### 第4条 (会員資格の確認)

サポーター個人会員の資格は、年会費の支払い確認後、本法人により承認される。会員としての登録が完了した時点で、会員資格を得る。

## 第3章 会員の権利と義務

### 第5条 (会員の権利)

1. サポーター個人会員は、本法人が実施するイベント、展示、講演会等に参加する権利を有する。
2. 会員は、本法人の活動報告書等の情報を受け取る権利を有する。
3. 会員は、必要に応じて本法人の活動に関する意見や提案を行うことができる。
4. 本法人の各種メディア（ウェブサイト、ニュースレター等）にサポーターとして名前が掲載される場合がある。

### 第6条 (会員の役割)

サポーター個人会員は、年会費を所定の方法で支払う。

会員は、本法人の活動について、可能な範囲と方法で協力を求められることがある。

## 第4章 会員の退会・除名

### 第7条 (退会)

サポーター個人会員は、自己の意思により、書面または電子的手段で本法人に通知することによって退会することができる。

退会した会員は、退会後に年会費の返金を求めることはできない。

### 第8条 (除名)

サポーター個人会員が本規約に違反した場合、または本法人の活動に対して不適切な行動を取った場合、理事会はその会員を除名することができる。

除名処分を受けた会員には、事前に警告を行い、改善の機会が与えられる。

## **第5章 年会費**

### **第9条 (年会費)**

サポーター個人会員は、1口1万円以上の年会費を支払う必要がある。年会費の額や支払い方法については、別途本法人が定める。

会員は、一度支払った**年会費**について返金を求めることはできない。

### **第10条 (年会費の使用)**

本法人は、サポーター個人会員からの年会費を、法人の活動および目的に沿った運営に使用するものとする。

## **第6章 規約の改定**

### **第11条 (規約の改定)**

本規約は、必要に応じて変更されることがある。規約改定については、理事会の決議により行う。

## **第7章 その他**

### **第12条 (免責事項)**

本法人は、サポーター個人会員の活動に関連して発生した問題や事故について、故意または重過失がない限り一切の責任を負わない。

### **第13条 (準拠法)**

本規約の解釈については、日本の法令に基づき行われるものとする。